

もりしん法人インターネットバンキングの不正な払戻し被害の補償規定

(補償するサービス)

第1条

もりしん法人インターネットバンキング取引において、契約者ID(利用者番号)、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、当金庫はお客さまに対して当該不正送金の額およびこれらにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「不正送金にかかる損害」といいます)の補償を検討致します。

(補償の要件)

第2条

当金庫は次の各号の全てに該当する場合に限り、補償を検討致します。

- (1) ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。
- (3) ご契約先が警察署への被害事実等の届出が行われ、その捜査に協力されていること。

(補償期間)

第3条

「不正送金にかかる損害」の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫へ通知が行われた日の前日を起算日として、30日前(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)の日以降になされたものとします。

(補償しない場合)

第4条

当金庫は、次のいずれかに該当する場合には補償いたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ①当該資金移動等が、ご契約先の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - ②当該資金移動等が、ご契約先の役員、従業員または使用人等(パート、アルバイト、派遣社員等を含みます)によって行われた場合、もしくはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - ③ご契約先が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

- ④不正送金が第三者との共謀またはご契約先の故意または重大な過失により行われた場合。
 - ⑤被害について警察へ届けを出さない、および捜査協力が行われない場合。
 - ⑥他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用。
- (2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。

(重大な過失となりうる場合)

第5条

当金庫は、次のいずれかに該当する場合には、原則として補償いたしません。

- (1) 容易にセキュリティ対策を導入・実施出来るにも関わらずセキュリティ対策を実施しなかった場合。(セキュリティ対策ソフト未導入・期限切れを含む)
- (2) 正当な理由なく、他人にID・パスワード等を回答してしまった、あるいは、安易にお客さまカードやトークン等を渡してしまった場合。
- (3) インターネットバンキングに使用しているパソコンにインストールされている、OS・ブラウザ・各種ソフトウェアなどについて、メーカーのサポート期限が終了しているものを継続して使用している場合。
- (4) インターネットバンキングに使用しているパソコンや携帯電話等が盗難の被害に遭い、かつ利用者番号・パスワード等を当該機器内に保存していた場合。
- (5) 当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型フィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力していた場合。
- (6) その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合。

(補償の減額)

第6条

次の何れかに該当する場合には、補償の減額または補償を行わない場合があります。

- (1) インターネットバンキングに使用しているパソコン等に関し、OS・ブラウザなどインストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していないで長期間放置していた場合。
- (2) セキュリティソフトを導入しているが、当該ソフトを最新の状態で稼働していない場合。
- (3) パスワードを定期的に変更していないなど、利用者番号・パスワード等が適切に管理されていない場合。
- (4) インターネットバンキングの申請者と承認者とで別々のパソコンを利用していなかった場合。
- (5) 不正なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールが無いかを定期的に確認していなかった場合。
- (6) 当金庫が推奨しているセキュリティ対策を実施していない場合。
- (7) 他人に譲渡・貸与・担保に差し入れたパソコン等により不正な操作が行われた場合。
- (8) その他、上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合。

(補償対象外)

第7条

不正送金が、お客さままたはお客さまと同視できる第三者に振込が行われている場合には、この振込を行った額の限度において、補償は行わないものとします。

また、お客さまが、不正送金を行ったものから損害の賠償または不当利得の返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(払戻請求権の消滅)

第8条

当金庫が不正送金にかかる損害の補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、不正送金の支払い原資となった預金の払戻請求権は消滅します。

(請求権の代位取得)

第9条

当金庫が不正送金にかかる損害の補償を行った時は、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、盗取された番号等により不正送金を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(補償限度額)

第10条

お客さまが不正送金被害に遭われた場合には、1契約(1法人当たり)につき年間1,000万円を上限として補償を検討します。

以 上

(平成28年1月15日制定)